

日置市社会福祉協議会子育てサロン支援助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、子育てへの不安や孤独感を解消して安心して子どもを産み育てられる地域の子育て支援体制づくりのため、新規で子育てサロンを運営しようとする市内の子育てサロン運営者（個人）に対して「子育てサロン支援助成金」を交付することを目的とする。

2 助成対象者

日置市内において、個人で子育てサロンを運営している者で、日置市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が、助成するに相当と認める者。

3 助成額

1 サロン年間 20,000円とする。

4 対象経費

子育てサロン運営にかかる経費
（ボランティア保険料、消耗品費、会場使用料等）

5 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式 1）を市社協会長へ提出するものとする。

6 助成金の決定

市社協会長は、助成額を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式 2）により申請者へ通知するものとする。

7 領収書

申請者は、助成金を受領したときは、領収書（様式 3）を市社協会長へ提出するものとする。

8 実績報告

助成金交付決定を受けた者は、令和 4 年 3 月 20 日までに助成金実績報告書（様式 4）を市社協会長へ提出するものとする。

9 助成金の返還

市社協会長は、助成金の交付を受けた者が助成金を目的以外の用途に使用したことが判明した場合は、助成金交付決定を取り消し期限を定めて返還を命ずるものとする。

10 助成金の財源

助成金は、社協会費収入を財源とする。

11 助成金の交付期間

助成金の交付期間は、1 サロンに対し、単年度限りとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。